

令和5事業年度

独立監査人の監査報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

独立監査人の監査報告書

令和6年6月7日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宮崎

柳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

尾川

克明

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- （１） 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- （２） 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- （３） 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の 7.（２）役員等の状況②会計監査人の氏名又は名称及び報酬に記載されている。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

FAMIC

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

令和5事業年度 事業報告書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日



目次

1. 理事長によるメッセージ	3
2. 令和5年度のトピックス	4
3. 法人の目的、業務内容	7
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
(3) 主な関係法令	
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	8
5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	9
(1) 運営基本理念及び運営方針	
(2) 未来に向けて	
6. 年度目標及び事業計画	10
(1) 年度目標	
(2) 事業計画	
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	23
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績	26
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
(2) 農薬関係業務	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
(4) 食品表示の監視に関する業務	
(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
(7) その他の業務	

・ 業務の成果と使用した資源との対比.....	38
3) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	
・ 予算と決算との比較.....	40
・ 財務諸表.....	40
・ 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報.....	42
・ 内部統制の運用に関する情報.....	43
・ 法人の基本情報.....	45
・ 参考情報.....	49

1. 理事長によるメッセージ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、食品及び肥料、農薬、飼料といった農業生産資材などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

これらの事業を実施するにあたり、FAMICは「確かな技術力による科学的検査・分析により食の安全と消費者の信頼を確保する」ことを基本理念として掲げています。

この理念を実現するため、私は職員の技術力の向上、発信力の強化、さらに情勢変化に柔軟に対応する組織作りを進めてきました。

特に技術力の向上について、共同研究体制の強化、海外技術協力の積極的实施、最新の科学技術習得機会の拡大、各種学会発表や論文投稿などに加え、分析技術の動画化による技術継承にも積極的に取り組んでいます。

令和5年度は、食料安全保障上重要な肥料に、新たに汚泥資源を活用した菌体りん酸肥料を加えるための規格策定や食品偽装解明のための新たな技術開発、ISOの国際会議の開催などにも取り組みました。

このほか、最新の科学的知見で農薬の安全性を確認する再評価、国際的に通用する認定・認証の枠組の提供など、様々な事業を実施しています。

ここ数年、国内では安全に係る検査や認証の不正が大きな社会問題となりました。FAMICに関連する問題でも海外のJAS認証機関等の不適正な運用が発覚したほか、食品の産地偽装など消費者の信頼を失う事案は後を絶ちません。

FAMICはこのような情勢に対応し、正確で確実な業務を行うとともに、技術力の向上と皆様への情報提供に一層努めてまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

FAMIC（ファミック）
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長

木内 岳志

